

高知県教育委員会 会議録

平成27年2月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成27年2月9日(月) 13:30

閉会 平成27年2月9日(月) 16:35

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員	中橋 紅美
	委員(教育長)	田村 壮児

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	勝賀瀬 淳
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	参事兼教職員・福利課長	彼末 一明
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課企画監	北川 圭児
〃	学校安全対策課課長補佐	戸田 京子
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課企画監	坂本 寿一
〃	特別支援教育課長	川村 泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	葛目 憲昭
〃	人権教育課長	赤間 圭祐
〃	教育センター所長	下司眞由美
〃	教育政策課課長補佐	中平 貢正
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 2月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 本日の付議第3号から第5号は、高知県議会2月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、第6号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第3号から第6号の議案を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員 事務局	認定から認可へ変わる具体的な意味は何か。 今までは認可をされている幼稚園と認可をされている保育所が一緒になり、幼保連携型認定こども園になっていた。この認定という言葉はそのままだが、新たに、両方の機能を持った1つの施設として認可をするという形になった。今までは、2つの認可が必要だったが、一つの認可で済むようになったということである。
委員	今までは、幼稚園と保育所の両方が認可を受けていて、それらが連携したということを確認していたが、これからは、あらかじめ両方の機能を持ったものとして認可するというのか。
事務局	1つの施設として認可するということである。
委員 事務局	これは、新たにできる施設にのみあてはまるのか。 新たな施設もそうだが、現在、高知県にある5つの幼保連携型認定こども園はみなし認可という形で1つの施設になる。したがって、この5つの施設は、それぞれ幼稚園、保育園の廃止届を出し、新たに幼保連携型認定こども園になるということである。
委員長	今、認定こども園として認可を受けている園が、今のままでいいという場合はそのままいくのか。
事務局	幼保連携型以外の認定こども園はそのままである。幼保連携型認定こども園は、元の認可幼稚園と元の認可保育所の2つの施設に分かれることになる。みなし認可ということで、そのまま移行するということにもなるが、新たな申請が必要になっている。
委員長	幼保連携型と幼保連携外の認定こども園と2通りできるが、所管はどうなるのか。

事務局	認定こども園の認定については内閣府、その中にある認可幼稚園は文部科学省、認可保育所は厚生労働省である。
委員	19 ページの参考資料 1 の連携型外認定こども園というのは 51 ページの参考資料 3 のどれを指すのか。
事務局	下の 3 つの幼稚園型、保育所型、地方裁量型を指す。
委員	幼保連携型外のこの 3 つの認定こども園について、基準を変える意味は何か。
事務局	幼保連携型外認定こども園は認可をしていない部分がある。幼稚園型の場合、幼稚園としては認可されており定員は決まっているが、保育所の機能の部分は認可が必要でなく、比較的自由に定員を設定できていたので、軽微な変更について、保育所機能の部分で対応できていた。今までは、認定の定員が補助金などの財政支援に影響していたが、新しい施設については、財政支援は実際の受け入れ定員で決まり、認定定員はあまり影響しないということもあり、やや厳しい定員設定にしても問題がないだろうという判断をした。今までは、認可をしていない部分が非常に緩やかだったが、一定の縛りも必要だろうということで 0.25 を乗じた数ということにしていたが、今回は、財政支援の部分で緩やかな部分が出てきたので、大元の認定をする部分は、0.1 を乗じた数と今までよりも厳しくしても財政支援的には問題がないだろうという判断である。認定に一番係わるのは、面積の中でどれくらいの子どもを受け入れることができるかということになるので、これは、あまり緩やかにしない方がいいだろうということで 0.1 を乗じた数と、やや厳しくしてはどうかという判断である。
委員	0.25 と 0.1 という、定員が 100 人の場合、今までは、125 人に増やす場合でも軽微な変更として届出の必要がなかったのが、これからは 110 人を超えると届出が必要ということか。
事務局	その通りである。補足説明として、今までは、100 人の定員の中で、125 人まで入れることができ、125 人に対する財政支援があったが、今度の新しい制度では、100 人の定員の中で、市町村が確認をする、例えば、市町村が、この施設は 90 人まで受け入れてくださいと確認をすると、その 90 人に対して財政支援がされる。しかし、90 人だけでは待機児童の問題もあるので、認定定員までは 120% の弾力運用で受け入れてもかまわないという制度になる。このように、認定という一番外枠は超えてはいけないという制度になっているので、認定の部分をしっかり決め、軽微な変更の範囲を厳しくしても差し支えないだろうという考え方である。
委員長	0.25 と 0.1 というのは県で決めることができるのか。
事務局	そのとおりである。
委員長	制度としては、財政措置を一本化するということがメインになっている。その部分を内閣府が担当し、教育の部分は文部科学省が、保育の部分は厚生労働省が担当するということか。

事務局	そのとおりである。また、制度の基準についても内閣府の担当である。指導内容については、連携型認定こども園については連携型認定こども園保育教育要領というのが出た。幼稚園については今までどおり、幼稚園教育要領、保育所については保育指針というのがある。関連はしているが、その3つの指導内容がある。
委員長 事務局	指導者の資格についてはどうか。 連携型認定こども園については、幼稚園教諭と保育士の両方の資格が必要となる。連携型外の場合、幼稚園型であれば幼稚園教諭、保育所型であれば保育士の資格はのみでもよいという特例がある。本来は両方の資格を持っていることが望まれる。
委員	市町村が定める定員というのがよく分からないが、どういう意味があるのか。
事務局	市町村が確認する定員であるが、新制度では施設の定員に応じて一人当たりの給付額が設定される。その定員の確認をするのが市町村である。この施設は90人定員と市町村が確認すると、90人分の定員区分の運営費が支給されるという制度に変わる。
委員	教育委員会が施設の規模としての定員を定めるが、実際の定員は市町村がいくらずつ割り振るといふ決め方ができるということか。
事務局	その通りである。施設としての最大限の定員は教育委員会で認可あるいは認定をする。その中で、実際に受け入れる定員は市町村が確認をするという制度になる。その市町村が確認する定員は認定あるいは認可定員を超えることはできない。
委員	ただし、10%までは超えてもいいということか。
事務局	利用定員については弾力運用が認められているが、120%を常時超えていると減算対象になる。利用定員の120%であっても、認定定員の110%の枠内にはいるだろうということである。
委員	幼保連携型の認定こども園の教育効果等が現れて、単独の幼稚園や保育園が幼保連携型の認定こども園にしたほうがよいと考えるような流れはあるのか。
事務局	幼保連携型の認定こども園は専門的な幼児教育と専門的な保育の提供することになっているので、県教育委員会事務局としては、できるだけ幼保連携型の認定こども園に移行して、専門的な質の高い教育保育を提供していただきたいと考えている。
委員	保護者が子どもを幼保連携型の認定こども園に行かせたいと思うような状況になっているのか。
事務局	残念ながら、現在、幼保連携型の認定こども園は県下で公立施設5つしかない。高知市で新しく3つできる動きもあるので、その新しい園について明確に広報できるようになれば、幼保連携型の認定こども園に移りたいという保護者の希望が出てくるのではないかと考えている。

委員	現実には、幼保連携型の認定こども園に子どもを入れたいという動きにはなっていないということか。
事務局	そのとおりである。
委員長	教育効果の面と待機児童解消の面、財政措置が複雑である面などのことから制度変更であるだろう。
事務局	制度の変わり目なので、幼稚園、保育所は様子を見ている状態である。幼保連携型外の認定こども園には比較的手を上げるが、幼保連携型については社会福祉法人と学校法人しか認可を受けることができないということもあり、様子を見ているという状態である。保護者からは、違いがよく分からないという声がある。
委員長	国は幼保連携型認定こども園を強力に進めたいということであるが、現実には、まだうまくいっていないということである。
委員	高知県には待機児童はほとんどいないのではないか。
事務局	県全体としては都会ほどはないが、高知市では、4月は少人数ではあるが、10月、1月などは3桁の待機児童数になる。南国市や四万十市も年度途中でも待機児童数が増えている。待機児童の解消策として、認定こども園を増やすことがある。認定するということは、一定の県の指導があるということなので、そういった施設の0歳児、1歳児の受け入れを増やしていく形にはなっている。今までは保育所か認可外保育施設、いわゆる託児所しかなかったが、そこに新たに県の指導のある認定こども園ができてきたということで、そこに子どもをいれたいという希望はある。幼保連携型と幼保連携型外の違いが明確に見えてきていないが、認定こども園を希望される保護者は増えてきている。また、認定こども園に移行したいという認可外保育施設や幼稚園も増えて来ているので、待機児童の解消には少しは役に立っていると思っている。
委員長	消費税と連動しているのか。
事務局	8%の消費税が、来年度からすべて子育て支援に使われることになる。
教育長	本来消費税は10%を予定していたので、財源としては足りないが、足りない分は別の財源を確保することになっている。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県幼保連携型認定こども園審議会規則議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑等

委員	委員（案）の中に高知県子ども・子育て支援会議委員が多くいるが、この会議はどんなことをしているのか。
事務局	子ども・子育て支援会議の所管課は地域福祉部少子対策課である。子ども・子育て支援法の中で、平成27年から5年間の子ども・子育てに関する計画を立てることになっており、その計画について意見を聞くということが主な目的の会議である。昨年度から今まで6回開催されており、平成27年度からの高知県の子ども・子育て支援計画がほぼ固まり、2月の中下旬からパブリックコメントを実施することになっている。
委員	計画策定までの期間限定で会議が開かれ、委員になっているということか。
事務局	計画については、1年ごとに執行状況の見直しをすることになっており、その時に意見を聞くのもこの会議である。
委員長	子ども・子育て支援会議の委員は何人か。
事務局	15人である。
委員長	子ども・子育て支援会議の委員もこの審議会の委員（案）のように、学識経験者、幼児教育関係、社会教育関係などの分野から選んでいるのか。
事務局	それ以外では、行政関係で市長会会長や町村会会長、幼稚園のPTAの代表や保育園の保護者会の代表、地域の子育て支援サークルの代表、労働者団体の代表などが委員になっている。
委員長	本来は、知事の権限であることを教育委員会が任されているのか。
事務局	審議会そのものは、法で都道府県に置くことになっているので、知事部局、教育委員会のどちらでも置くことができる。知事部局の子ども・子育て支援会議の部会として審議会を設置している都道府県もある。幼保連携型認定こども園の認可は中核市も権限を持っているので、高知市では児童福祉審議会の中に部会として幼保連携型認定こども園の審議会を設置するということになっている。
委員	高知県の審議会が高知市以外の幼保連携型認定こども園の認可をするということか。
事務局	そのとおりである。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例他8件の条例議案に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑等

委員長 事務局	常勤の特別職という規定はどこに入っているのか。 今までは委員としては特別職であり、教育長としては一般職であったが、新しく、地教行法の第11条第4項に規定された。
委員 事務局	新教育委員会制度には、高知県は来年4月に移行するのではないのか。 法律の施行は今年の4月1日からだが、教育長と教育委員長の一本化については、法律に附則があり、今の教育長に教育委員としての任期がある場合は、従前の教育長として在職をするという規定になっている。
委員 事務局	1年間は、今のままということではないのか。 法律をそのまま読めばそのとおりである。
委員 事務局	1年間は、委員長は委員長のままであるのに、給料が委員と同じになるというのはおかしいのではないか。 教育長と委員長が一本化された時に、報酬に関する条例が施行されるように、条例の施行日を規則で定める日としていている。それまでは条例は施行されないで、委員長の報酬はこれまでと同じである。条例の施行はされないが、改正だけはしておくということである。
委員 教育長	改正だけしておく意味があるのか。 私の任期は来年度末までであるが、事故で急にいなくなるということも有り得るので、その場合に備えて条例を改正しておき、施行日は規則で定める日としていている。
委員長 事務局	教育長の職免の許可は誰が出すのか。 教育長である。現在も体育協会等の役員等をするときには職免になっているが、教育長が決裁している。
教育長	職務に専念する義務とって、私は高知県の教育長としての職務に専念しなければいけない義務があるが、他の団体の役員の仕事をする時はその義務を免除してもらい行うことができるとうものである。
委員長 事務局	教育長の勤務条件は、一般職と同じということか。 「一般職に属する職員の例による」ということで、一般職と同じになる。
委員長 事務局	これまでも、同じだったのか。 もともとこの条例はあり、「一般職に属する職員の例による」ということだった。
委員長 事務局	教育長が特別職になるというのは、地方公務員法でいう特別職とは違うのか。 地方公務員法では、大まかに議会の同意を要する職というのが特別職である。新教育長も同じであるが、地教行法には常勤である等、明確に書かれている。

教育長 事務局	<p>基本は地方公務員法の適用外である。</p> <p>今までは教育長に対して、教育委員会が懲戒処分できたが、特別職になることでそれができなくなるので、不祥事があった場合は自分で処分を決めなければいけない。</p> <p>政治活動については、地教行法に「教育長は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」とある。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定に関する議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑等

委員長 事務局	<p>塩見記念青少年プラザは改築しても名称は一緒か。</p> <p>今のところその予定である。</p>
委員長 事務局	<p>ご遺族の意見を聞くということはするののか。</p> <p>遺族の方には話をして、名前を残して欲しい等の要望はないが、塩見先生の意向に添って建てられた建物であり、それを引き継いでいく必要があるだろうということで、名前は残していきたいと考えている。</p>
委員	<p>現在の指定管理団体がもう1年行うということになった訳だが、なぜ、当初の募集の時に手を挙げなかったのか。</p>
事務局	<p>再公募する時には、最初に提案した条件、参考金額等について見直しをすることになっている。提案金額は、人件費、管理費、事業費の3つがある。人件費については、県一律の基準なので変えようがない。管理費と事業費については、基本的には過去2年間の実績の平均で金額を積算していた。事業費は、自主企画事業のための経費であるが、事業の内容に縛りをかけず、予算内でできることをやってもらうということであり、当初手を挙げることについてのネックになったものではないと思われる。管理費については、電気代や修繕費が含まれる。電気代等は施設の面積が同じで、入居団体も、開館時間閉館時間も同じなので実績ベースで積算し、妥当な金額だと思っている。修繕費については、施設がかなり老朽化しているので、いくらかかるかの見込みが立たないということがあった。おそらく、そこがネックになっているのだろうということで、過去2年間の実績の平均としていたところを過去5年間さかのぼって見たところ、一番安い時が平成24年度の11万5千円で、当初の積算の時に反映した金額であり、一番高い時が平成21年度の約35万円と、3倍以上の開きがあった。そこで、平成27年度は個別に修繕費を見積もって積算をし、現在の指定管理者</p>

委員	<p>の意見を聞くことと言われ相手方にも確認をすると、やはり修繕費がネックになっているという話があったので、個別に見積もって積算した金額で再公募した。</p> <p>修繕費が、最初の公募条件では厳しかったので手を挙げなかったが、そこが見直されたので、もう1度やろうということになったということか。</p>
事務局	そのとおりである。
委員長	青少年育成高知県民会議の事務局の役割もたびびとがするのか。
事務局	青少年育成高知県民会議は現在も塩見記念青少年プラザに団体として入居している。
委員長	青少年育成高知県民会議はもともと指定管理者をしていた。
事務局	平成16年から青少年育成高知県民会議が指定管理者であったが、平成24年度からたびびとにかわっている。
委員長	青少年育成高知県民会議の事務局には常駐者がいるのか。
事務局	一人女性の事務の方がいる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 平成27年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑等

委員長	グローバル化ということが大きな課題である。英語に限ったことではないが、小学校の英語指導の状況はどのようになっているか。
事務局	現在は、外国語活動として、特に英語を使って外国語に興味を持ち、人と会話をしようとする意識や意欲などのコミュニケーション能力を伸ばそうとしている。
委員長	研究指定校などはあるのか。
	現在は、南国市立日章小学校と香南中学校、高知西高校を指定し、小中高を通じた研究を進めている。また、中土佐町立久礼小学校、久礼中学校も研究指定校である。
委員長	小学校の英語教育に関して、全国から見て高知県の取組が遅れているということはないか。
事務局	小学校の英語活動については、高知県は一定の取組ができていると自負している。中学校の英語については課題がある。
委員	ユニバーサルデザインによる授業改善というのはどういうことか。
事務局	少し課題がある児童生徒に対しての授業の中での配慮が、すべての児童生徒に対して有効な配慮となるという考え方に基づいている。授業改善におけるポイントとしては、教室環境の整備、板書の仕方、教材の工夫 視覚

委員 事務局 教育長 事務局	<p>支援の仕方などがある。モデル校における学習成果が上がっている。教育の世界で「ユニバーサルデザイン」という言い方をするのか。</p> <p>特別支援教育関係で使われている。</p> <p>発達障害やコミュニケーションが取りにくい子どもにも分かるような授業をしていこうということである。</p> <p>特別支援教育の範疇が特別支援学校の中だけには収まらない。全領域、全校種で課題のある子ども、特に発達障害の子どもに対応するための汎用された教室経営が必要ということである。具体的には、教室の前の学級目標などの掲示物など、気が散る様なものは一切掲示しない、あるいは、単純な表現をする、その授業がどこまで進む予定なのか等の見通しを授業の始めに示して安心感を与え、そのルールの中で授業をする等、設計された授業をするというのが、ユニバーサルデザインによる授業改善である。</p>
委員長 事務局	<p>実践をしてうまくいっているのか。</p> <p>初年度は南国市立鷹ヶ池中学校区を指定した。現在は、東部・中部・西部に1中学校区ずつ指定している。学習面での成果も出ており、生徒に落ち着きが出たという成果も出ている。</p>
委員長 教育長	<p>学校訪問に行った、香南市立赤岡小学校の学校支援地域本部の取組などを今後発展させるような計画はあるか。</p> <p>そのために、学校地域連携推進教員を高知市と各教育事務所に配置する。今までは、生涯学習課本課から市町村への働きかけをしていたが、限界があるので、現場に近い所に教員を配置して、てこ入れをしようと考えている。学校支援地域本部やコミュニティスクールという仕組み自体を増やしていきたいということと、中身の充実にもつなげていきたいと考えている。</p>
委員長 事務局	<p>幼稚園、保育園、小中学校全体を含んだような仕組みはないか。</p> <p>幼稚園、保育園に家庭支援加配保育士として、特別に主任クラスの方を配置しているが、補助枠を広げて配置を拡充しようとしている。加えて、特に市にコーディネーターを配置し、厳しい環境にある子どもを保育所、幼稚園、小中学校、関係機関等にうまくつなげていきたいと思っている。</p>
委員 事務局	<p>スポーツ振興プロジェクトの体育・健康アドバイザーが退職校長というのはなぜか。</p> <p>校長に対して、学校経営計画に基づいて、具体的な改善策等の助言をすることから、退職校長で実績がある方を考えている。現在も保健体育専門の元中学校校長がアドバイザーとして1名いる。</p>
委員 事務局	<p>健康アドバイザーは別の人か。</p> <p>同じ人である。</p> <p>中学校だけでなく、小学校にも支援している。学校経営の中で体育の授業をどう向上させていくかという視点で校長にアドバイスし、授業を見て、改善点を確認し、評価するという繰り返しをすでに3カ月行っている。ピンポイントではあるが、実際に授業が変わるなどの効果が出ているので、</p>

委員長	拡充したい。校長に意見を言える人でなければならない。
事務局	小学校の教員は体育の専門家が少ないので、体育の授業の仕方を指導しなければいけないのではないかと。
委員長	今年が目玉は何か。
教育長	新しい切り口としては、厳しい環境にあり様々な課題を抱える子どもたちへの支援である。あとは、探究型学習やスポーツ推進プロジェクトである。
委員長	探究型学習とは言い方をかえれば課題解決学習ということで、学習指導要領自体がその方向になっている。
事務局	探究型学習は次の学習指導要領の目玉である。課題解決型学習をさらに進め、21世紀型の学力を付けるという授業スタイルを研究していこうと考えている。
教育長	視察された京都市立堀川高校のような方向を目指している。先進校への教員の派遣にも力を入れていく。
委員長	高知西高校のスーパーグローバルハイスクール事業の指定についてはどのようなになっているのか。
事務局	2月23日の申請締め切りに向けて、各関係機関にもアドバイスをもらいながら、全力で中身を詰めている。書類審査を通過すると審査委員によるヒアリングがある。
委員	様々な課題を抱える子どもたちへの支援について、高知新聞に元推進監がやっている親育ちの取組が載っていたが、あの方は、県の事業の中で動いているのか。
教育長	そうである。囑託でお願いしているが、3月末までの任期となっている。
委員	後任はいるのか。
事務局	スーパーバイザーの教えを受けた幼保支援課親育ち支援チームの者が引き続いていく。
委員長	幼稚園、保育所が親育ちの役割を担わなければならない。
事務局	保護者に対してのアプローチと保護者を支援・指導する保育者の質の向上に対するアプローチの両方について、親育ち支援チームでは事業を組み立てて行っている。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 平成27年度指導を要する教職員の認定及び処遇議案（小中学校課）】

○小中学校課長 説明

○質疑等

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1～6号 原案のとおり議決